

久留米市子ども・子育て会議について

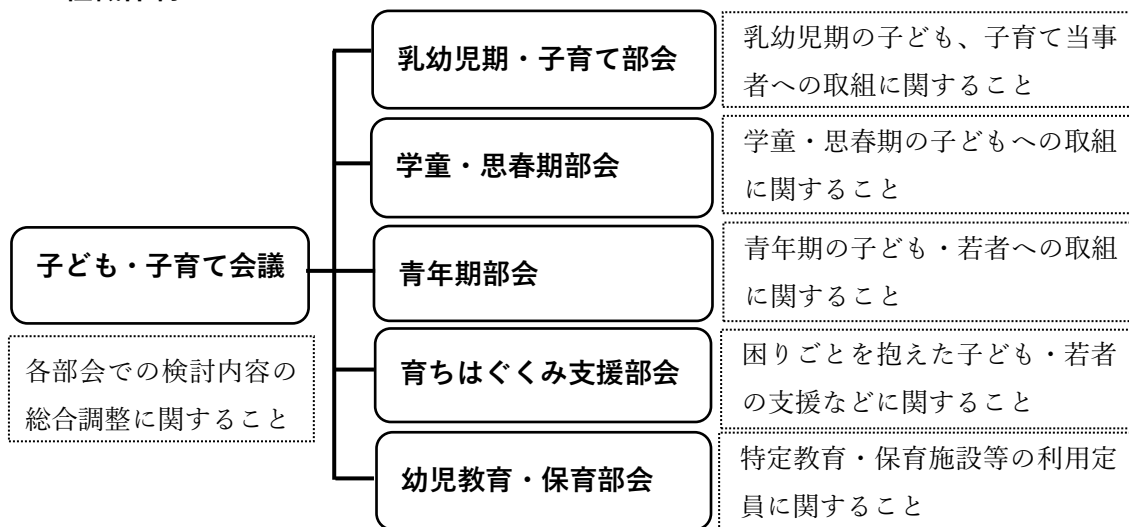
1 法的性格

子ども・子育て支援法第72条第1項及び子ども基本法第13条第3項に定める合議制の機関として、条例で定めるところにより設置されるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関。

2 条例に定める所掌事務

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号の事項の処理
 - ア 特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき
 - イ 特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき
 - ウ 子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき
- (2) 子ども・子育て支援に関する重要事項及び実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べる
- (3) 市町村子ども計画に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べる

3 組織体制



4 委員の区分

区分	役割等
委員	子ども・若者の養育者・支援者などから選ばれ、会議や部会に所属し、計画に関する事項などを調査審議する。
特別委員	子ども・若者の養育者・支援者などから選ばれ、部会のみ所属し、計画に関する事項などを調査審議する。
臨時委員	特別の事項を調査審議する場合に学識経験者から選ばれ、会議や部会に所属し、特別な事項を調査審議する。

5 部会の役割について

部会名	役 割
乳幼児期・子育て部会	子どもがいる保護者と未就学児の子どもを対象として、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。
学童・思春期部会	小学生と中学生の子どもを対象として、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。
青年期部会	15歳以上（高校生）から39歳までの子ども・若者を対象として、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。
育ちはぐくみ支援部会	子どもの年齢に関わらず共通するテーマに関し、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。 （例）こども・若者の権利、こどもの貧困、障害児・医療的ケア児の支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援、こども・若者の自殺対策、切れ目ない保健・医療の提供、ひとり親家庭支援
幼児教育・保育部会	特定教育・保育施設等の利用定員に関して審議することを役割とする。